

令和7年度 奈井江町空家等解体助成事業補助金制度

近年、少子高齢化や過疎化等による空家等の件数は年々増加傾向にあり、その中でも適正に管理されていない、空家等は、防災・衛生・景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

奈井江町では、周囲の生活環境に危害を及ぼす可能性の高い特定空家等を解体する方に対し、解体費用の一部を助成します。

補助対象者

- ・ 特定空家等の所有者又は相続人。
ただし、所有者、相続人が複数の場合は全員の同意を得ていること。
- ・ 特定空家等が存在する敷地の所有者。
ただし、特定空家等の所有者から解体の同意を得ていること。
- ・ 町税等を滞納していないこと。
- ・ 奈井江町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。

補助対象空家

- ・ 町内に存在する空家であること。
- ・ 管理不全空家等及び特定空家等と認定されたもの。
- ・ 個人が所有する者。
- ・ 所有権以外の権利が設定されていないもの。
(取壊しを行う時点で、確約できるもの)
- ・ 町内事業所による解体工事であること。
- ・ ほかの補助金等を受けていないこと

補助金の額

- ・ 管理不全空家等及び特定空家等の解体に掛かった費用の5分の4とし100万円を上限とします。
(1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額とする。)

特定空家等及び管理不全空家等とは・・・

適切な管理をしていなく、周りの住宅や通行人等に悪影響を与えている空家もしくは、そのまま放置すれば、悪影響を与える恐れが出てくる空家であり、奈井江町空家等対策協議会で、認定を受けた空家です。

問い合わせ先

奈井江町役場 総務課防災交通係
電話 0125-65-2111 (直通)